

第 2 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

令和 5 年 9 月 1 5 日開会

令和 5 年 9 月 1 5 日閉会

米沢市農業委員会

令和5年9月15日（金）午前9時30分 米沢市農業委員会第2回定例総会を米沢市役所301・302会議室に招集した。

出席委員（17名）

1番 小関善隆 委員	8番 樋渡由美 委員	15番 長谷部吉雄 委員
2番 我彦正福 委員	9番 高山古典 委員	16番 相田市三郎 委員
3番 山王堂民榮 委員	10番 遠藤伊一 委員	17番 伊藤俊浩 委員
5番 宮崎雅文 委員	11番 江口益美 委員	18番 鈴木晃子 委員
6番 木村彰博 委員	13番 古畑功一 委員	19番 桐澤林右衛門 委員
7番 鈴木和義 委員	14番 佐藤利夫 委員	

欠席通告委員（1名）

12番 橋本政美 委員

遅刻通告委員（1名）

4番 佐藤政和 委員

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（6名）

事務局 長	小田 浩 昭
事務局長補佐兼農政振興主査	根津 正 孝
農 地 主 査	宮原 功
主 査	瀧口 圭 史
主 任	金子 菜々
主 任	須貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

報第1号 非農地証明の報告について

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議第4号 農用地利用集積計画について

2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 おはようございます。これより第2回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を2番 我彦正福委員のご発声にてよろしくお願いします。

(唱和)

根津補佐 ありがとうございます。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

稲刈りも始まりました。秋雨も深いお忙しい中、大変ご苦労さまでございます。

私も昨日から稲刈り始めました。土壌がちょっと軟らかくて苦労したこともありましたが、大体昨日あたりから〇〇でも始まったようでありま
す。早く刈れというはがきが何回も来て、皆さんその気になってきたよう
であります。さて、今日の新聞で、地元選出の鈴木憲和衆議院議員が農林水産
副大臣に内定したというような報道が出ておったところであります。内閣改
造で宮下農林水産大臣、そして副には地元の鈴木憲和衆議院議員が内定した
ということであります。宮下農林水産大臣の抱負を聞いていますと、食料・
農業・農村基本法についてはきちっとした検証を行っていくということであ
りますし、畑地化についてもただ畑地化すればいいではなくて、やはり自給
率上げるような方向できちっと予算も発行していきたいというようなことも
出ておったようでありますので、特に地元の声が直接聞こえるようになると
思いますので、期待をしたいと思ったところであります。

それから、先頃、全国農業会議所の新聞業務部署の〇〇さんが農業委員会
に来て、いろんな新聞の話や意見交換をしたところでありました。全国農業
新聞については、これは日本農業新聞とか共済新聞いろいろあり、同じでな
いかという話もあるようですが、農政についてはそれぞれ最初の1ページ目
あたりから、後ろにはそれぞれの地域の農業委員会の活動とか、あるいは事
例報告等も載っているということで、ぜひ農業委員、推進委員の方には読ん
でいただいて活用していただきたい。読まないですぐ捨てる人もいるとい
う話ですけどもそうでなくて、読んでいろいろ活用していただきたいとい
うお話でありました。要望として、これから地域計画とかいろいろ取り組ま
なければならないこと多々ありますので、そういう活動の事例なんかをい
ろ数多く載せてもらって参考にしていきたいということをちょっとお話を
したところでありました。ですので、新聞は必ず目を通していただきたいと、

会長からもお願いしてくださいということでありましたので、お願いを申し上げたいと思います。

今日これから遊休農地とか年金の会議でもありますので、スムーズに進行したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。大変ご苦勞さまでございます。

根津補佐

ありがとうございます。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることとなっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

それでは、議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員は12番 橋本政美委員、遅刻の通告委員は4番 佐藤政和委員であります。19名中17名の出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第2回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、5番 宮崎雅文委員、6番 木村彰博委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、審議の訂正や議事運営について、事務局からありませんか。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

議案の取下げがございます。

案第3号で審議を予定しておりました農地法第4条第1項の規定による許可申請についてですが、申請人から取下願提出を9月11日付で受理しました。つきましては、審議の必要がなくなりましたので、取下げいたします。

議 長

それでは事務局説明のとおり議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号22号から30号の計9件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田4筆 263.00㎡、畑10筆 3,775.00㎡、合計14筆 4,038.00㎡です。

受理番号22号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用

年月日は、平成12年頃より前です。申請理由は、平成12年頃には既に耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号23号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は、昭和60年頃より前です。申請理由は、昭和60年頃には既に住宅敷地として利用されており、非農地化しているためです。

受理番号24号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は、平成9年頃です。申請理由は、平成9年頃より事業所敷地として利用されており、非農地化しているためです。

受理番号25号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和46年頃です。申請理由は、昭和46年頃より住宅敷地として利用されており、非農地化しているためです。

受理番号26号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から山林への転用です。転用年月日は、昭和20年頃です。申請理由は、昭和20年頃より耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号27号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和41年頃です。申請理由は、昭和41年頃より建物敷地として利用されており、非農地化しているためです。

受理番号28号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は、昭和50年頃です。申請理由は、昭和50年頃には既に建物敷地として利用されており、非農地化しているためです。

受理番号29号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は、昭和56年頃です。申請理由は、昭和56年頃より耕作しておらず、建物敷地として利用されており、非農地化しているためです。

受理番号30号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から山林への転用です。転用年月日は、昭和30年頃です。申請理由は、昭和30年頃より耕作しておらず、非農地化しているためです。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議長 宮原農地主査。

宮原主査 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号23号の計1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ1筆 665.00㎡です。

受理番号23号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議長 宮原農地主査。

宮原主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記の農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため、委員会に付議いたします。

受理番号25号から27号の計3件です。申請人及び土地の表示等については、記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田4筆 2,519.00㎡、畑9筆3,034.00㎡、合計13筆 5,553.00㎡です。

受理番号25号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための使用貸借です。

受理番号26号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号27号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について、調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号25号から27号を上程します。

5 番 (宮崎雅文委員 挙手)

議 長 5番 宮崎委員。

5 番 5番 宮崎です。受理番号25号の案件に関しまして、調査結果を報告させていただきます。貸人、借人は記載のとおりです。

県外に住まれております○○○○さんの土地でございますが、△△にございます畑でして、約2反歩ちょっとある土地でございます。受人の○○○○さんでございますが、私9月2日に現地確認しまして、△△△△さんとお話をしてまいりました。△△△△さんは現在お勤めでいらっしゃるんですけども、農業に興味がありまして、副業という形で行いたいということで、主にキュウリやスイカなどを作付されたいと話しておりました。本来であれば1反歩くらいの土地でなんて本人はおっしゃっていたのですが、十分過ぎる土地だということで、非常にこれからどうするか考えているところだということで、キュウリ、スイカ以外にも様々な野菜に挑戦していきたいと話しておりました。ご結婚もされており、20代後半のご年齢ということでまだまだこれから将来が楽しみだと思っておりますので、私個人の意見としまして、下限面積撤廃されまして、こういう形で新たな農業を始められる方が出たというのは非常に頼もしい限りかなというふうに思いました。

以上、ご報告を終わらせていただきます。

議 長 次、26号。

1 6 番 (相田市三郎委員 挙手)

議 長 相田委員。

1 6 番 16番 相田です。議第2号、受理番号26番について、調査結果を報告いたします。売買の案件で、申請人、土地、表示は議案書のとおりです。申請地は市を通っている国道△△から県道○○を結ぶ△△△△というのがありますけれども、その中間に35アールほどの原野がありまして、その周りにある農地です。

8月22日に渡人の○○○○さん宅を訪問してきて、聞き取りをしてきま

した。高齢のために売却したいという、そして知り合いの米沢の△△△△という方をお願いして取りまとめていただいたそうです。

また、8月23日に受人である〇〇〇〇さんに電話で聞き取りをいたしました。〇〇さんは△△の方で、養蜂農家を営んでおられ、〇〇沿いのアカシアの蜜を採るために求めたいというお話でした。申請地では蜜源植物を栽培して、アカシアだけの蜜を採りたいということでした。

また、米沢と山形県の養蜂会に入っていて、この場所で頑張りたいということでした。私は問題ないと判断いたしました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

それでは27号について。

1 5 番

(長谷部吉雄委員 挙手)

議 長

長谷部吉雄委員。

1 5 番

15番の長谷部といいます。よろしく願いします。

27番の場所なんですけれども、場所は〇〇の△△の北側にあります。昔、牛を飼っていた場所がありまして、牛を飼っているところと堤防端の間にある今は何も使われていない原野となっています。〇〇〇〇さんが破産ということになりましたので、ここに財産人の弁護士が入られまして、このたび△△△さんが買われるということになりました。〇〇さんは今まで田んぼを持っていなかったんですけれども、個人では持っていたようなんですけれども、〇〇では初めての取得ということになりますので、よろしく願いします。

以上です。

議 長

それでは、ただいまの受理番号25号から27号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号25号から27号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第3号は取下げとなりましたので、議第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任

(挙手)

議 長

須貝主任。

須貝主任

議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促

進法第18条第1項の規定により委員会に付議します。

受理番号1号から6号の計6件です。内訳は、売買による所有権移転が3件、新規の貸借権の設定が1件。貸借権の再設定が2件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請がありました筆数及び地積は田のみ12筆 28, 223㎡、合計も同様です。

なお、本件については改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号1号から6号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第4号 農地利用集積計画については、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

以上で、1の提出議案についての審議は終了しました。

続いて、2のその他に移ります。

農政振興等に対する改善意見や施策について、話題提供として発言をいただきたいと思います。

今回は2番 我彦正副委員にお願いいたします。

2 番

2番 我彦です。自分、有害鳥獣対策を長年やっているんですけども、今回、米沢市のLINEで熊出没とかはずっとあったんですけども、先月の20日頃から、○○○○の近くに猿が10匹ほど出没したとか、△△の跨線橋の近くに出没したとか、いろいろな情報が発信されました。また、この

間9日の日も〇〇〇〇、△△の近くのところとか、〇〇〇〇のすぐ南側にも十何頭出たようです。9日土曜日は、△△△△の駐車場で、〇〇の生徒が部活に行くときに猿に追いかけられたとかというのがあったので、これはちょっとこのままではいけないなと思って、今週になってから農村整備課に話しようかなと思っていました。すると前に農業委員会で話を聞いた△△の〇〇先生からさきおとといの昼、自分に電話がかかってきて、今、岩手県の奥州市にいるんだけど、13日に△△で有害鳥獣の研修会あるので、前泊で〇〇に泊まるから意見交換しないかと言われたので、すぐに返事やって、その先生に猿の被害について話をしました。そしておととい、森林農村整備課の担当の方2名と、自分とその先生で、出沒したところの点検やったんですけども、半日かかっているところを回りました。出沒したのは山上の30頭くらいの群れなんだけれども、その群れの中で食べ物があまりなくなってしまった様子で、その中の10頭前後が群れから外れてきたんじゃないかと考えられる。群れの中で縄張があるものだから、新たなところを求めて、JRの△△から〇〇駅までの防風林、あそこに行ったり来たりやって住みついた形ではないだろうか。とりあえずどうしましょうかとなって、へたに追い払うと行くところないから、いろんな町場にあっちこっち散らばったりするとかなり市民を脅かしてしまうと思うので、自分としては全頭捕獲やったほうが、その群れが全部なくなるので、被害は出てこなくなるんじゃないかなと思ってるところです。市も、〇〇先生も今後様子見ながら、また出沒したらばどこに出たかとかを調査しながらやったほうがいいんじゃないかなということでした。それで米沢市では、今まで捕獲は勧めてこなかったんです。やはり捕獲すると群れが分裂するからと、今回の場合は、猿の群れ自体が勝手に分裂したので、それは全頭捕獲したほうがいいと思うので、ぜひ米沢市で全頭捕獲に進んでほしいなと思ってるところで、以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの発言に対し、皆様から関連意見並びに質問等はありませんか。

新聞なんかに前から出ていて、△△の住宅にも出たと。下校途中の生徒が追いかけられたというのがありましたからね。やはり危害を加える猿もいるということのようでありますので。

2番 〇〇が通学路になっているところの周辺に住んでいるというのが考えられるので、対策をもうちょっと。

議長 この管轄、農林農村整備課で管轄している。

2番 連絡は環境生活課から来るんだけど、農地を守るためだと森林農村整備課。ただ、森林農村整備課でも迷っているところなんです。環境を脅かすから環境生活課が担当するのか、どっち担当するか。

議 長 農地荒らされると森林農村整備課の窓口1本だっというふうな気がするが、なかなか捕獲したことないというふうな現状、捕獲するということは、駆除するということ、殺すということだべしたな。

2 番 そうです。なので今度いろんな民間団体から反対もあるというふうになるけれども、その辺の許可を得ながらやっていかななくちゃいけないと思う。猟友会が熊とかイノシシとか捕るのは誰も反対していないと思うんだけど、やはり猿となってくると、実際、全頭捕獲やっている市町村も、日本全国でもあるんです。今までも1頭、2頭、5頭とかと違うとボスが居なくなると分かれるのであまりしなかったんだけど。

議 長 皆さんからこの件について、何か。山王堂委員。

3 番 3番 山王堂です。私も来月言うかなと思っていた案件なんですけれども、これは農業関係の問題でなくなってきているような気がします。先週か先々週に〇〇の猟友会の人と会って話したんだけど、△△からの群れだということで、電波が少し弱くなってきたら捕獲してなんか電池取り替えたとかなんとかと言っていたけれども、今はもう〇〇の△△とかあと〇〇のグラウンドのフェンスとかその辺にも上っている状態です。あとうちの屋根にも上ったり枝豆なんかも食べられたりしてしまって、だから農業を守るじゃなくて、市民の生活、命を守るような状態なのです。そして△△では捕獲してどうして殺したんだと言ったらなんかかわいそうなんだけれども、熱中症で殺したという話でした。カボチャを餌にして。1匹ずつ捕ったって何にもならないもので、やはりどうするのか、専門家もいるから。環境生活課と森林整備課と両方、人間が野菜を盗んだら警察が出てくるけれども、猿が野菜を盗んで警察が出てこないもので、何か危害でも与えれば警察は出動するかもしれないけれども、そこも問題だよな。

以上です。

議 長 〇〇、△△だけではなくて、〇〇の群れも△△に来て。

3 番 〇〇というよりも△△だから旧市内で（「そこまで来ているわけ」の声あり）そうそう。〇〇のフェンス上ったり△△でしょっちゅう電話しているんだ、市役所さ。あとうちの田んぼもうすぐやられそうなので、〇〇の△△なので。帰ってくると、もうそれこそ猟友会に頼むかなと、環境生活課で頼まないべから。

2 番 〇〇、△△というかその町も川挟んで向かいだもんね。

3 番 だから〇〇の人たちに言わせると、俺たち昔悩みだったのに、今そっちで悩んでいるんだなという気持ち、〇〇の人たちはまだまだ昔からこういう話はあったと。

議 長 山間地区は山沿いに猿いたのが、最近は住宅地にまで来ると、きっと人を

結局全然怖がらなくなってきたということだべな。慣れてきて。花火上げても痛くもかゆくもないと。覚えてしまったからやはり何か痛みを覚えるような何かしないとな。

3 番 花火の手配も尋ねると、コミセン単位で置かれているというところもあれば、そして分からないから森林農村整備課から、買ったんだって。しかし、農家にも全然伝わっていないし、どこに行けば花火がもらえるか、買えるかとか。コミセンだという人もいれば、コミセン行っても担当でないと言われて、どっちだ。

2 番 コミセンが窓口。一応コミセンの局長が協議会の会計を担当してもらっています。花火もコミセンに行くと、各地区に割り当てをやったけれども、今は各地区、山上の場合だと電気柵でほとんど囲っているんで、本数はあまりいらなくなったので、今回は今言った五中近くのところに集中して花火をやるのかなと思って。

3 番 南原のコミセン行ったり、松川コミセン行ったけれども、南原は森林農村整備課の担当者から買った。

議長 これについては農政課、森林農村整備課とか環境生活課あたりで、多分検討しているべ。していないか。

根津補佐 農作物に被害が及んだときは森林農村整備課で、それ以外は先ほど言ったように環境生活課が対応するというので、一応すみ分けはしてきたんですけども。

議長 様々、猿も熊もイノシシも来ると。カモシカはこれは駆除がされないけれども、それも来ていろいろとまたいでいると思いますけれども、そこら辺は農業委員会としてどうこうというよりも、要望としては農作物だけではなくて、市民生活の中でそういうようないろいろ影響を与えてきたら、早急に対策してもらわないといけないと思いますけれども。（「一つだけ」の声あり）

1 7 番 17番 伊藤です。〇〇地区にいるんですけども、電気柵の申請が農家3軒くらいまとまっていなくて申請できないという要件があるんです。なかなか年寄りの方、申請に乗り遅れて、個人の小さい畑なんだけれども、そこだけぼつぼつと残って、そこがやられているという状況が発生してきているので、その3軒の農家、3軒での合同の申請という縛りを外していただいて、小さい農家にも対応できるような形で補助事業も進めていただければという、立ち話で困っているんだよという話あったんですけども、先ほど出たコミセン対応の鳥獣害対策、〇〇みたいに進んでいるところだと、コミセン単位で取組をしていただけるんですけども、我々みたいな町場と農村が一緒のところだとコミセンがそういう立場に立っていただけないというところもあるので、各行政区単位のそのコミセンだったり鳥獣対策独自に持

っていたり、窓口がばらばらという状況があるので、そこら辺も、さっき花火の話も出たんですけれども、窓口一本化していただいて、各郡部というか新しく市内になったほう、そこはコミセンで必ず持つようにとか市から言っただけだとコミセンも窓口持ちやすいのかなと思います。各地区で対応が異なっているということがちょっと困るなと感じたところがありました。

それと高山委員のそこだけども、山のところからすぐの田なので、しょっちゅう田から猿湧いてくるみたいな状態で、道路、山から道路一本渡ると田で、田に行ってみると、そこから猿わっと湧いてきて、道路渡って山にまた逃げていくという、何遍も高山さんと私ちょっと隣り合わせなんですけれども、そこら辺結構あるので、やはり全体に。〇〇あたりだとイノシシ獣害のために低い電気柵を設置したりしているんだけれども、やはり県道際のところもやはり全体囲まないと猿の対応だとその策では足りないのかなというのもあったり。そこら辺は市としてどういうふうにか考えるかというところ、ビジョンみたいなこと、森林農村整備課あたりで考えていただいて、それを逆に地区へ下ろしていただくような格好で話合いが持てれば、全体として対策ができるのかなと感じているので、そこら辺も農業委員会から農政とか環境生活含めて、お話をしていただければと思います。こっちから何ぼ上げてやってもなかなか上に届かないので、上から下ろしてもらうような格好で話進めてもらえないかなというのは実感としてありますので、そこら辺つないでいただければありがたいです。よろしくお願いします。

1 3 番
議 長

今の件です。

はい。

1 3 番

今の件なんですけれども、さっき伊藤さんが言った3軒農家というのは広域のやつなので、国の助成金です。なので3軒がしなくちゃいけないと、ただ前から言っているんだけれども、それが農産物を作っている人に対しての3軒の要件だったんですけれども、最近ちょっと緩和になったかなと思います。個人である場合は、米沢市の森林農村整備課で手続をして2分の1だかのやつがあるはずなので、そっちを利用していただければいいかなと思います。

あと、イノシシの場合は3段なんですけれども猿の場合は5段です。段数が。線を張る段数が5段なので、それが広域柵の決まりになっています。なので、鳥獣害対策というのは、昔から〇〇、△△とか〇〇とか地区ごとにつくっていた、今でも鳥獣害対策はあるんですけれども、自分たちが一生懸命やっていて害があったからそういうふうに鳥獣害対策をつくったと思うので、これからやる時は自分たちもそういう運命だと思ってかかんないと、中途半端につくっても何もできないから。ただ、今花火を上げて花火なんか全然猿に大して効かないので、花火の意味がないと私は思っております。

以上です。

議 長

今、〇〇とか△△も出ましたけれども、農家だけだとまとまってできるんだらうけど、住宅地に行くと混住化していると。なかなか地域として一体として取り組めないというようなこともあるということで、森林農村整備課に行けば個人でも電気柵の助成あると言ったべ。そういうものですか、あとは近くの有志でまとまって、農地のところ囲うとかというのにも必要だと思いますけれども、やはり経費もかかるから、もっと助成を手厚くしてもらおうとかいろいろな抜本的に何かいい解決法ないか探っていないとね。群れ、猿の数あんまり余計になり過ぎたせいもあるかもしれないね。

今、色んな有害鳥獣の話で猿というふうなことなんだけれども、やはり助成金についても各農家がもっと利用しやすいような条件とかいろいろ整備してもらおうとかあるいはコミセンの中にそういう部署を設けてもらおうと。〇〇とか△△、そういうのあるそうだけれども、〇〇のコミセンはそういうのはないということでした。何かその被害ある地区抱えているコミセンについては、そういうことも取り組んでほしいと、ほしいというよりも行政からコミセンにこういう対応をするように指示を出してもらったほうがその地区としても取り組みやすいと思いますので、そこら辺もちょっと話をしていくというようなことで、〇〇あたりも来ているね、たしかコミセンに。

2 番

2番 我彦ですけれども、西のほうから来ると、△△、〇〇のリンゴ団地、△△、〇〇〇〇、△△、〇〇、△△、〇〇の協議会あって、その中の会計担当する事務局はコミセンの事務局長にやってもらっています。〇〇地区、あとどこだろう、中心部、あとは△△と△△がないというところです。

以上です。

議 長

〇〇にはないというような……。だけれども、遠山はそういう被害あるんだから、△△の管轄だべ。この辺はやはり地元としてもそこら辺ちょっと運動してもらおうとか何かしてもらって。（「はたらきかけはしていきます」「そうだね」の声あり）

ただいま有害鳥獣の猿についてということが出ましたので、いろいろ農業委員会としてもこれから要望とかいろいろ取りまとめあると思いますので、取り上げていきたいと思います。この件については、大体これでいいでしょうか。

1 6 番

関連して1ついいですか。

議 長

関連して。

1 6 番

16番 相田です。関連してですけれども、〇〇〇〇というのがあって、5人で作付しているわけですがけれども、昨年あたりからやはり町でハトを飼っている方が午前と午後に2回放すもので、△△は近いもので、30羽ほど

枝豆畑に来ていたずらしていく、採って、去年から見て、今年は3人の方かなり被害あったんですけれども、みんなで話してどういうふうに対応、今、有害駆除の話出ましたので関連しますので、どういうことをしていったらいいかなと思って、ちょっと悩んでいるところであります。

以上です。

議 長 猿でなくて今度はハト。これは飼っている人がいて放してそれをハトが来るということでないの。（「午前と午後に2回飛んで」の声あり）

なかなか飛んで歩くのはなかなか……。忌避剤あんだべけどな。豆については。

1 6 番 ちょうど発芽したとき来る。だからちゃんと芽出るから分かるので、それを採って脇にぼいっと。

議 長 くわえて抜いているということだべ。

そうそう抜くの。ちょうど発芽、豆の場所分かるわけだ。

議 長 この件については、これで締めたいと思います。

それでは、この件についてはこれで終了して、これで本日の第2回の米沢市農業委員会定例総会を閉会したいと思います。

閉 会 午前10時20分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和5年9月15日（金）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

宮崎 雅文

議事録署名委員

木村 彰博